

令和4年 8月 19日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役社長 稲角 秀幸 様

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
〒141-0031
東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

(仮称) 戸井風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書

現在、貴社が函館市汐首町から瀬田来町にかけての汐首岬周辺を事業実施想定区域（以下、計画地という）として、計画段階環境配慮書（以下、配慮書という）を公告・縦覧している（仮称）戸井風力発電事業（以下、本事業という）について、以下の1.及び2.の理由から本事業の計画地およびその周辺で風車を設置すると、希少猛禽類をはじめとする渡り鳥などの鳥類に対し重大な影響が発生すると予測されるため、計画地は風車を設置するのに適当な場所ではないと考えます。

また、現在の計画は、本事業は当会らが平成18年6月27日付で提出した要望書や平成18年10月に貴社が自ら開催した「函館市戸井汐首岬における風力発電事業 鳥類への影響評価検討委員会」で委員等から出された意見が踏まえられた計画となっていません。

これらのことから、配慮書を取り下げ、立地選定の段階から事業計画の抜本的な見直しをすべきです。

記

本事業の計画地とその周辺は、北海道と本州の間を渡る鳥類の渡りのルートとして重要な位置にあることが、下記のように日本野鳥の会道南松山が2005年秋（9月下旬～11月にのべ13日間）と2006年春（3月下旬～5月中旬にのべ18日間）に行った調査により明らかになっています。

1. 計画地およびその周辺は、複数の絶滅のおそれのある種の生息地となっており、風力発電施設（以下、風車という）の設置によりバードストライク（以下、衝突死）や障壁影響が生じる可能性が高い場所です。次のような絶滅のおそれのある種が計画地とその周辺の上空を飛翔しているところを調査により確認しています。

・ オジロワシ

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、種の保存法と略記）における国内希少野生動植物種、レッドリスト（以下、RL と略記）における絶滅危惧 IB 類、文化財保護法における天然記念物。

・ クマタカ

種の保存法における国内希少野生動植物種、RL における絶滅危惧 IB 類

・ チュウヒ

種の保存法における国内希少野生動植物種、RL のおける絶滅危惧 IB 類

・ ハヤブサ

種の保存法における国内希少野生動植物種、RL における絶滅危惧 II 類

・ オオタカ

RL における準絶滅危惧

・ ハイタカ

RL における準絶滅危惧

・ ミサゴ

RL における準絶滅危惧

・ ハチクマ

RL における準絶滅危惧

これらの希少猛禽類は、本事業の計画地とその周辺を渡りの経路として利用している可能性が高いと考えられます。また、ハヤブサについては計画地のすぐ近くに繁殖地があり、風車が設置されれば繁殖期の行動が阻害されることも予想されます。

さらに、計画地周辺の海岸および海域では、絶滅のおそれのある海鳥としてチシマウガラス（種の保存法における国内希少野生動植物種、RL における絶滅危惧 IA 類）を 2006 年 4～5 月に確認しています。

これらの種は、風車の設置により衝突死の危険が高まり、生存が脅かされるおそれがあります。特に猛禽類や大型の海鳥のように産卵数が少なく長寿の種は、1羽の死亡がその個体群の存続に大きな影響を与えます。ウインドファームの建設によって衝突死が起これば、たとえ低頻度であったとしてもこれらの種の個体群の存続が危機にさらされます。北海道内においては、2004 年以来すでに 70 羽以上ものオジロワシが風車に衝突死したことが確認されており、風車への衝突死は希少猛禽類等にとって現実の脅威となっています。

2. 希少種以外の鳥類も多種、多数が渡っており、北海道と本州の間の鳥類の渡りのルートとして重要な場所となっています。

本事業の計画地とその周辺では希少猛禽類等の他にも、調査期間中に通算で秋季 294 羽、春季 491 羽に及ぶノスリや、1日でも 3000 羽を超すこともあるヒヨドリなど、96 種以上の鳥類が確認されており、その行動から大部分は計画地とその周辺を渡り経路として利

用していると考えられます。地形的にも、北海道と本州の大間岬との間を結ぶ鳥類の渡りのルートとして重要な場所である可能性が高く、従来から知られていた白神岬―竜飛崎と並ぶ渡り鳥の重要な経路である可能性が示唆されています。このような場所にウインドファームを設置すれば、非常に多数の鳥類が衝突死し、あるいは風車を回避する障壁影響のために渡り行動に余分な負荷がかかるといったマイナスの影響を長期間にわたって被るおそれがあります。

短期間の断片的な調査にも関わらず、以上のような事実が明らかになっており、計画地付近が多くの鳥類にとって非常に重要な場所であり、ウインドファームの設置が鳥類への脅威となり、特に希少種の生存を脅かすことになることは明白であると考えます。

また、環境省は配慮書に対する環境大臣意見で、「風力発電施設の設置にあたっては、事前の環境調査の結果を踏まえて鳥類等の野生生物の重要な生息地・生育地（例えば猛禽類をはじめとした希少種の生息地や、渡り鳥や海鳥の重要な渡来地、中継地、繁殖地等）においては、立地計画段階において回避する等の環境保全措置を講ずることが必要である。」というような意見を述べる人が多いですが、本事業の計画地はまさに、この回避の対象に該当する場所にあります。

以上